㈡　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第八項の規定により、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の求めに応じて、同条第六項又は第七項に規定する情報を提供する業務

㈢　薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第二項の規定により提供されたものに限る。）を保管する業務

ロ　保健事業等に資するために行う次に掲げる電子診療録等情報に関する業務

㈠　第２の７の⑴により電子診療録等情報の提供を受け、第２の７の⑵に基づき国民が自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようにするとともに、第２の７の⑵により、医師等の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧することができるようにする業務

㈡　第２の７の⑴により提供を受けた電子診療録等情報を記録し、管理し、及び活用する業務

ハ　医療機関等が行う電子資格確認の実施に必要な費用その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する事務を行うこと。

ニ　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する事務を行うこと。

ホ　保健医療等関連情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進並びにこれらのための情報基盤の整備及び運営に関する事務（イからニまでに掲げるものを除く。）を行うこと。

⑵　基盤機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項の業務のほか、生活保護法第八十条の四第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）その他の厚生労働省令で定める法律の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うものとする。（第十八条第二項関係）

⑶　基盤機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項又は第二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人その他厚生労働省令で定める者（以下この⑶において「委託者」という。）の委託を受けて、委託者が行う医療に関する給付について、当該給付の対象となる者若しくは対象であった者に係る情報の収集若しくは整理若しくは利用若しくは提供に関する事務又は医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務であって、厚生労働大臣の定めるものを行うことができるものとする。（第十八条第三項関係）

６　業務のために取り扱う情報の安全管理措置等に関する事項

⑴　基盤機構は、業務のために取り扱う情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとする。（第二十六条関係）

⑵　基盤機構は、⑴の情報の漏えい、滅失、毀損その他の当該情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい事態として厚生労働省令で定めるものが生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。（第二十七条関係）

７　中期計画及び年度計画の作成等に関する事項

⑴　基盤機構は、医療情報化推進方針に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、医療情報化推進業務の運営その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画（以下この７において「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないものとする。（第二十九条第一項関係）

⑵　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（第二十九条第二項関係）

イ　医療情報化推進方針に基づく医療情報化推進のために達成すべき目標に関する事項

ロ　イの目標を達成するために取り組むべき措置に関する事項

ハ　その他厚生労働省令で定める医療情報化推進業務の運営に必要な事項

⑶　厚生労働大臣は、⑴により認可をした中期計画が医療情報化推進業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、基盤機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができるものとする。（第二十九条第四項関係）

⑷　基盤機構は、毎事業年度の開始前に、⑴の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする。（第三十条関係）

⑸　基盤機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における医療情報化推進業務の実績等について、厚生労働大臣の評価を受けなければならないものとする。（第三十一条第一項関係）

⑹　厚生労働大臣は、⑸の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、基盤機構に対し、医療情報化推進業務の運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。（第三十一条第六項関係）

８　その他所要の改正を行う。

第24　施行期日等

１　施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。（附則第一条関係）

⑴　第１の７の⑷、第２の２及び３、第９並びに２の⑵及び⑷　公布の日

⑵　第１の１、７の⑶及び10、第３の１の⑵及び２、第８の１並びに２の⑴　令和八年四月一日

⑶　第２の７及び第14の５　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

⑷　第１の８　令和八年十月一日

⑸　第１の５の⑴、第２の６、第８の３並びに第23の１から４まで、５の⑴及び６から８まで　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

⑹　第１の２、第３の５、第４の２、第５の２、第７の４、第８の２、第10の１及び２、第11の２、第12、第13、第14の３、６及び７、第16の１及び４、第17の１及び２、第18、第19、第21の１及び３並びに第23の５の⑵及び⑶　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

⑺　第１の11の⑴　令和九年十月一日

⑻　第１の11の⑵　令和十年四月一日

⑼　第２の５及び８、第３の３及び４、第４の１、第５の１、第６の１、第７の２及び３、第８の５、第10の３、第11の１、第14の２及び４、第16の３、第20、第21の２並びに第22　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

⑽　第15　公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

２　検討規定

⑴　政府は、第１の10の施行（令和八年四月一日）後三年を目途として、外来医師過多区域において、新たに開設された診療所（診療所のうち、医業を行う場所であって患者を入院させるための施設を有しないものに限る。以下この⑴において同じ。）の数が廃止された診療所の数を超える区域がある場合には、当該区域における新たな診療所の開設の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条第一項関係）